

企業認定に関する規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人情報処理学会（以下、学会という）の定款第4条第4項の規定に基づき、ITベンダー等（企業）が企業内で実施している資格認証制度（企業内資格制度）を対象とする認定（企業認定）を行うために、この規程を定める。

第2条 企業認定は、企業内資格制度において、高度な情報系人材の能力評価における適切な水準の維持を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とする。

第3条 企業は、企業内資格制度による資格認証の実績があれば、認定審査を受けることができる。ただし、初めて認定審査を受ける場合であって、資格更新およびCPD（継続研鑽, Continuing Professional Development）の実績がない場合には、制度の詳細を具体的に示した上で、その実施を確約しなければ、認定審査を受けることはできない。

- 2 認定審査対象とするそれぞれの企業内資格は、申請時点で企業内資格としての認定実績がある（過去5年以内に認定者を出している）必要がある。

第4条 企業から認定審査の申込みがあったときは、会長は、直ちに資格制度運営委員会（以下、運営委員会という）の委員長に認定審査を委嘱する。

- 2 会長からの委嘱があったときは、運営委員会の委員長は、直ちに企業認定審査委員会の委員長に認定審査を委嘱する。

第5条 認定の有効期間は、認定日から5年後の年の年度末（3月末）までとする。認定を受けた企業は、その有効期間内に次の認定審査（更新審査）を受けるものとする。更新後の有効期間は、更新審査認定日にかかわらず、更新前の有効期間後の5年間とする。

- 2 更新審査を受けた企業について、その審査結果が決定される前に認定の有効期間が満了する場合には、審査結果決定までの間は有効期間が継続しているものとみなす。

第6条 認定審査は、学会が定める「企業認定の基準」および「認定基準の解説」に基づいて行う。

- 2 認定審査は、学会が定める「企業認定の手順と方法」に従い、書面調査および実地調査により行う。認定審査に必要な書式は学会が別に定める。
- 3 認定審査を受ける企業は、学会が定める「自己評価書作成の手引き」および「自己評価書様式」に従い、自己評価書（本文編および引用・裏付資料編）を作成し、学会に提出するものとする。
- 4 認定審査の実施に当っては、各種法令および「企業認定審査における競争法コンプライアンスに関する規程」を遵守する。

第2章 企業認定審査委員会

第7条 企業認定の審査を行なうために、企業認定審査委員会をおく。

第8条 企業認定審査委員会は10名以上20名以下の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は、ITベンダーに所属する実務家、ISユーザーに所属する実務家、情報分野の専門職能団体が推薦した実務家、学界等の有識者、または監査・審査経験者の中から運営委員会が選出する。
- 3 委員に欠員が生じた場合、運営委員会はその選出区分に応じ、第2項の手続きに従い、これを補充する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 企業認定審査委員会に委員長を1名、副委員長を2名おく。

- 2 委員長は運営委員会が選任し、副委員長は委員長が、委員の中から指名する。
- 3 委員長は、企業認定審査委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第10条 企業認定審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は企業認定審査委員会を招集しなければならない。

- 2 企業認定審査委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第11条 企業認定審査委員会の委員は、その所属する企業の認定審査に関わる審議に加わることができない。

- 2 前項に該当する委員がいる場合、当該委員は第10条第2項の決定に加わることはできない。

第12条 企業認定審査委員会の委員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

第3章 企業認定審査チーム

第13条 企業内資格制度の認定審査のための実務（書面調査および実地調査）を行なうために、企業認定審査委員会の下に、審査対象企業ごとに企業認定審査チーム（以下、審査チームという）をおく。

第14条 各審査チームは、審査対象となる企業の規模に応じ3名以上7名以下の審査員をもって構成する。審査チームは企業認定審査委員会が構成して委嘱する。

- 2 前項の審査員のうち、少なくとも1名は、当該分野における監査または認定審査の経験を有するものとする。
- 3 審査チームには、審査対象の各職種においてITスキル標準等でレベル4相当以上と判断されるものを少なくとも1名は含むものとする。
- 4 審査チームには、必要に応じてオブザーバを追加できる。
- 5 審査員に欠員が生じた場合、企業認定審査委員会は、第2項および第3項の手続きを踏まえ、これを補充する。
- 6 審査員およびオブザーバの任期は対象企業の認定審査が終了するまでの期間とする。
- 7 申請企業の関係者は、その所属する企業の書面調査および実地調査を行なう審査チームに加わることができない。

第15条 各審査チームには、それぞれ1名の主査をおく。

- 2 主査は、企業認定審査委員会が、審査チームの審査員の中から指名する。
- 3 主査は、必要に応じて副査を指名することができる。

第16条 審査員およびオブザーバは、代理人を持ってこれにあてることはできない。

第4章 認定審査プロセス

第17条 認定審査を受けようとする企業（以下、申請企業という）は、その年の指定の期日までに、認定審査申請書を学会に提出する必要がある。また、審査実施に際しては、別途定める所定の期日までに「自己評価書」を学会に提出しなければならない。

- 2 申請企業は、企業認定審査委員会または審査チームから、前項以外の追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
- 3 企業認定審査委員会および審査チームは、認定審査と無関係な追加資料の提出を申請企業に求めてはならない。
- 4 認定基準を満たしていることの説明責任は申請企業にある。

第18条 企業認定審査委員会は審査チームを構成し、申請企業に通知する。

- 2 申請企業は、審査チームの構成員が利益相反等に該当する等、正当な理由がある場合は、通知を受領した日から2週間以内に、学会に対して文書で調整を申し立てることができる。
- 3 企業認定審査委員会は調整の申し立てを審議し、必要に応じて審査チームの構成を変更し、申請企業に通知する。

第19条 学会は、企業認定審査委員会の委員および審査員に対し、適切な方法で認定審査の実務に関わる研修を行う。

第20条 申請企業は、企業認定審査委員会が審査を開始した日以降は、申請の取り下げを行うことはできない。但し、企業認定審査委員会が相当の事由があると判断したときは、申請企業の申し入れにより、申請の取り下げを認めることができる。

- 2 前項の申し入れは、文書により学会に対して行なわれなければならない。

第21条 審査チームは、自己評価書の書面調査をもとに、「書面確認書」を作成し、申請企業および学会に提示する。

第22条 審査チームは「書面確認書」に基づき、実地調査を行う。

- 2 実地調査には、原則として、審査チームを構成する審査員およびオブザーバの全員が参加する。
- 3 申請企業は、実地調査時に「書面確認書」に対する見解を文書によって審査チームに提出することができる。

第23条 主査は、書面調査および実地調査をもとに、指定の期日までに「審査チーム報告書(案)」を作成し、申請企業に提示しなければならない。

- 2 「審査チーム報告書(案)」には認定の可否、対象企業名一覧、認定する企業内資格名称一覧、認定する企業内資格のそれぞれに対応するITスキル標準の職種、専門分野およびレベル、企業認定基準の各項目の評価および根拠・指摘事項のそれぞれに対する案を記載する。
- 3 申請企業は、「審査チーム報告書(案)」を受領した日から2週間以内に、主査に対して、文書によって、「審査チーム報告書(案)」に対する事実誤認、個人情報(個人情報保護法が規定する情報)、営業秘密(「企業認定審査における競争法コンプライアンスに関する規程」が規定する情報)および誤記等に関する意見申立を行うことができる。
- 4 前項の意見申立があった場合、主査は、審査チーム内で意見申立の当否を検討しなければならない。主査は、必要に応じ、「審査チーム報告書(案)」の修正を行う。
- 5 意見申立の採用もしくは不採用は、その理由とともに「審査チーム報告書(案)」に関する意見申立に対する回答」として、申請企業に速やかに伝えられなければならない。「審査チーム報告書(案)」を修正した場合には、その修正版も合わせて提示し、申請企業の再確認を求めなければならない。

第24条 主査は、前条の手続きの後、「審査チーム報告書」を企業認定審査委員会に提出する。

第25条 企業認定審査委員会は、提出された「審査チーム報告書」に基づき、「一次認定審査報告書」を決定する。

- 2 「一次認定審査報告書」には認定の可否、対象企業名一覧、認定する企業内資格名称一覧、認定する企業内資格のそれぞれに対応するITスキル標準の職種、専門分野およびレベルのそれぞれに対する案、および企業認定基準の各項目の評価および根拠・指摘事項を記載する。

- 3 企業認定審査委員会は、前項の「一次認定審査報告書」の作成にあたり、当該審査チームの主査に出席を求めることができる。ただし、主査が出席できない場合、主査が指名する当該審査チームの審査員をもって、これにあてることができる。
- 4 企業認定審査委員会の委員長は、企業認定の基準に適合しているとの認定を得られなかった申請企業に対して、「一次認定審査報告書」を提示しなければならない。

第26条 企業認定審査委員会の委員長は、前条の手続きの後、「一次認定審査報告書」に基づき「二次認定審査報告書（案）」を作成し運営委員会に提出する。

- 2 「二次認定審査報告書（案）」には認定の可否、対象企業名一覧、認定する企業内資格名称一覧、および認定する企業内資格のそれぞれに対応する IT スキル標準の職種、専門分野およびレベルのそれぞれに対する案を記載する。

第27条 運営委員会は、認定審査の手続きが適正に行われたことを確認し、「二次認定審査報告書（案）」に基づき「二次認定審査報告書」を決定する。ただし、申請企業の現職の関係者は、運営委員会の審議・決定に加わることができない。

- 2 「二次認定審査報告書」には認定の可否、対象企業名一覧、認定する企業内資格名称一覧のそれぞれに対する案、および認定する企業内資格のそれぞれに対応する IT スキル標準の職種、専門分野およびレベルを記載する。
- 3 申請企業が第30条に規定する異議申立を行った場合、運営委員会は「異議申立に対する裁決」の決定後に「二次認定審査報告書」を決定する。

第28条 運営委員会の委員長は、前条の手続きの後、「二次認定審査報告書」に基づき「最終認定審査報告書」を作成し理事会に提出する。

- 2 「最終認定審査報告書」には認定の可否の案、対象企業名一覧および認定する企業内資格名称一覧を記載する。

第29条 理事会は、認定審査の手続きが適正に行われたことを確認し、「最終認定審査報告書」に基づき認定の可否を決定する。

第5章 異議申立審査会

第30条 「一次認定審査報告書」において、企業認定の基準に適合しているとの認定を得られなかった申請企業は、その結果について、「一次認定審査報告書」を受領してから4週間以内に、学会に対して文書によって異議申立を行うことができる。

第31条 異議申立審査を行うために、運営委員会の下に異議申立審査会をおく。

- 2 異議申立審査会は、運営委員会が選出した5名の委員をもって構成し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 前項の委員のうち、3名については外部の有識者、監査・審査経験者または実務経験者から選出する。
- 4 異議申立審査会の委員はいずれも、第8条に規定する企業認定審査委員会の委員、および第14条に規定する審査員を兼ねることができない。
- 5 申請企業の現職の関係者は、異議申立審査会の審議に加わることができない。
- 6 委員に欠員が生じた場合、運営委員会は、その選出区分に応じ、第3項の手続きに従い、これを補充するものとする。
- 7 委員の任期は異議申立の審査が終了するまでとする。
- 8 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 異議申立審査会に委員長1名をおく。

- 2 委員長は、異議申立審査会の職務を管掌する。

第33条 異議申立審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 異議申立審査会の裁決は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、委員長が決定する。

第6章 異議申立審査プロセス

第34条 異議申立は、「一次認定審査報告書」に示された「企業認定の基準に不適合」との認定について、異議の根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 異議申立審査会が必要と判断した場合、申請企業から意見を聴取し、申請企業への実地検証を行うことができる。

第35条 異議申立審査会委員長は、「異議申立に対する裁決（案）」を作成し、運営委員会に提出しなければならない。

第36条 運営委員会は、「異議申立に対する裁決（案）」を尊重しつつこれを審議し、「異議申立に対する裁決」を決定する。

第37条 学会は、第36条に規定する運営委員会による決定の後、速やかに文書によって「異議申立に対する裁決」を申請企業へ通知する。

第7章 認定済みの資格制度の変更

第38条 認定審査プロセスに従い認定を受けた企業において、その企業内資格制度に関わる変更が生じるか、認定対象となる企業グループや企業内資格の範囲の変更を希望する場合、その変更の度合いに応じて、企業認定審査委員会に届出を行うか、新たな認定審査の申請を行わなければならない。

第39条 企業名称の変更、企業内資格制度の名称変更、認定対象企業グループ内の企業の追加・削除・名称変更等を行う場合は、当該企業は学会に変更届を提出する。

- 2 認証審査プロセスに従い認定された企業内資格を、認定範囲から除外する場合、または企業内資格の名称を変更する場合は、当該企業は学会に変更届を提出する。
- 3 変更届は企業認定審査委員会が受け付け、問題がないと判断した場合は運営委員会に諮り、運営委員会が承認する。しかし、変更内容が重大で審査が必要であると判断される場合は、第41条に準じて審査申請書の提出を企業に求め、審査を行うことができるものとする。

第40条 認定審査プロセスに従い認定を受けた企業は、資格（職種・レベル）の追加を、第5条に定める次の認定審査までの期間中、年に一度を上限として学会に申請することができる。一度に追加できる企業内資格の種別数は10を上限とする。

- 2 申請には、申請時点でその対象企業内資格としての認定実績がある（過去5年以内に認定者を出している）必要がある。
- 3 申請には申請書とともにすでに受けた認定審査に際して提出した自己評価書、およびそれに追加する資格に関する自己評価書の追加分（本文編および引用・裏付資料編）を作成して提出しなければならない。

第41条 認定審査プロセスに従い認定を受けた企業において、企業内資格制度に関わる大幅な組織再編がなされた場合、あるいは企業認定基準に関係する企業の実態に関わる変更が行われた場合、あるいは企業内資格制度の資格の内容や審査基準または審査方法への重要な変更が行われた場合は、改めて企業認定の審査を申請する必要がある。

- 2 申請には申請書とともにすでに受けた認定審査に際して提出した自己評価書、および変更された事項に関する自己評価書の追加分（本文編および引用・裏付資料編）を作成して提出しなければならない。

第42条 第40条および41条の申請に対する審査は、第4章の認定審査プロセスに基本的に従い、企業認定審査委員会が行う。

- 2 企業認定審査委員会は主査1名、審査員1名で構成される審査チームを設ける。
- 3 審査は、資格の追加の場合は企業認定の基準6および基準7に関して、その他の変更の場合はそれに関連する基準に関して行い、原則として実地調査を伴うものとする。
- 4 審査チームによる審査、企業認定審査委員会および運営委員会における審議と決定の方法については、第17条から第27条までの各条項に準じる。ただし、異議申立に関する条項は適用しない。

第43条 第39条から42条までの規定によって運営委員会で承認された変更結果は、適格認定証の付属書に速やかに反映するものとする。

第8章 適格認定証

第44条 学会は、認定審査の結果、適格認定を行った申請企業に対して、適格認定証を交付する。

- 2 適格認定証には、認定企業名、認定した旨の文書記載、認定番号、初回登録日、有効期限、認定日、認定者（情報処理学会会長）を記載する。
- 3 適格認定証の付属書には、認定企業名（認定対象にグループ会社が含まれる場合は認定対象となった企業名のリスト）、認定した企業内資格のリストを記載する。
- 4 認定した企業内資格のリストにおいては、対象資格のそれぞれに対応して認定した IT スキル標準の職種、専門分野およびレベルを記載する。
- 5 学会は、申請企業に対して認定事項に関する証明書を発行することができる。

第9章 認定審査結果等の公表

第45条 学会は、第29条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「一次認定審査報告書」、「二次認定審査報告書」および「最終認定審査報告書」の決定事項を取りまとめた「認定審査結果通知書」を申請企業へ送付する。

- 2 「認定審査結果通知書」には、認定の可否、対象企業名一覧、認定する企業内資格名称一覧、認定する企業内資格のそれぞれに対応する IT スキル標準の職種、専門分野およびレベル、企業認定基準の各項目の評価および根拠・指摘事項を記載する。
- 3 認定を受けた企業名は、学会のホームページ等に掲載する。

第10章 認定情報技術者資格の付与

第46条 認定を受けた企業は、認定された企業内資格制度によって認証した社員を学会に申請することができる。

- 2 認定を受けた企業内資格制度によって認証された社員は、認定情報技術者資格の付与を学会に申請することができる。
- 3 学会は、申請された社員の職種、レベルおよび資格の有効期間を確認の上、認定情報技術者の資格を付与し、証明書を交付する。

第11章 改善報告

第47条 適格認定を受けた企業は、「認定審査報告書」を受け取ってから2年以内に、「弱点」と判定された項目についての「改善報告書」を学会に提出しなければならない。

- 2 適格認定を受けた企業は、「認定審査報告書」を受け取ってから2年以内に、「懸念」と判定された項目についての「改善報告書」を学会に提出することができる。

第48条 企業認定審査委員会は、「改善報告書」を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。

- 2 企業認定審査委員会は、「改善報告書検討結果」の決定後、速やかにこれを当該企業に通知する。

第12章 倫理綱領, 利益相反, 守秘義務, 個人情報保護

第49条 企業認定審査委員会の委員、審査員、オブザーバならびに異議申立審査会委員（以下、審査関係者という）は、認定審査を通じて、高度な情報系人材の質的向上に貢献することを使命とし、公正誠実かつ倫理的に審査活動に従事しなければならない。

- 2 審査関係者および基準委員会の委員の要件は別に定める。

第50条 審査関係者は、利益相反あるいはその可能性を避け、該当する事実がある場合には学会に申し出なければならない。

- 2 利益相反あるいはその可能性に該当する事実には以下の場合が含まれる。

- ① 申請企業における現職および過去の勤務経験
- ② 申請企業の経営に関する重要事項を審議する組織に参画している、または参画していた場合
- ③ 申請企業の同業他社における現職の勤務経験（審査員のみ）
- ④ 金銭的利害や個人的利害がある場合
- ⑤ 公正な審査に影響を与える可能性のあるその他の理由がある場合

第51条 審査関係者は、審査活動を通じて収集した情報を当該企業の認定審査以外の目的に使用してはならない。

第52条 審査関係者は、申請企業が提出した諸情報および、実地調査その他の審査活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、審査活動終了後も継続する。

- 2 前項の義務は、次の各号については適用されない。
 - ① 当人が審査関係者として委嘱されているという事実
 - ② 申請企業または学会が作成した刊行物その他の公開資料

第53条 審査関係者は、学会から送付された申請企業に関する資料を、審査活動終了後、速やかに学会に返却しなければならない。

第54条 学会は、申請企業が提出した諸資料について、次回以降の認定審査のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で廃棄処分する。

第55条 学会は、審査活動の過程で取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止等、安全管理のために必要な措置を講じる。

第13章 手数料及び会計

第56条 申請企業は、新規申請であるか追加申請であるかに関わらず、その申請にあたり、認定審査手数料を指定された期日までに納入しなければならない。

- 2 納入された認定審査手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。第20条第1項に規定する相当な事由により、申請の取り下げを認めたときも、同様とする。
- 3 認定審査手数料については別に定める。

第57条 認定を受けた企業あるいは認定を受けた企業内資格制度によって認証された社員は、認定情報技術者資格の付与を学会に申請するにあたり、登録手数料を指定された期日までに納入しなければならない。

- 2 納入された登録手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。
- 3 登録手数料については別に定める。

第14章 雑則

第58条 委員会等の運営等についての必要な細則は別に定める。

第59条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。